

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 平成27年に行ったふるさと納税ワンストップ特例制度

Q. 昨年、ふるさと納税を初めてしましたが確定申告はしなければならないのでしょうか？

A. ふるさと納税による寄附金控除の適用を受けるには、原則として、確定申告をしなければなりません。次の場合には申告不要とすることができることになっています。

- ①平成27年4月1日以降に行った寄附であること
- ②寄附をする自治体の数が5団体以内であること
- ③寄附をする際に各自治体に申請をすること

ただし、平成27年1月1日から3月31日までにふるさと納税を行っている場合や寄附をした自治体の数が6以上ある場合、その他、医療費控除や住宅ローン控除を適用するために確定申告をする場合には、この特例の適用はありませんので注意してください。

特に注意して頂きたいのは、上記のワンストップ特例制度を適用して確定申告が不要と思っておられる方が、医療費の出費がかさみ医療費控除の確定申告をなされるときは、ふるさと納税の寄附金控除も併せて行わないと寄附金控除もれになり、所得税も住民税も控除されません。

地方自治体もワンストップ特例制度の適用を受けられていても提出された確定申告書を優先しますので、寄附金控除の恩恵を受けるには後日更正の請求といったわずらわしい手続きが必要になります。

★ 過年分の国民年金保険料

Q. 私は昨年、未納になっていた過年分の国民年金保険料を支払いましたが、この保険料は全額、社会保険料控除の対象にすることができますか？

A. 社会保険料控除の対象になる保険料は、本人が自己の分又は生計を一にする親族が負担することとなっているものを実際に支払ったもので、未払いの保険料は対象になりません。

ところで、国民年金保険料は、これまで、納期限から2年を経過すると時効により納付することができませんでしたが、法改正により、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの間に限り、過去10年間、未納になっていた国民年金保険料につき、納付することができることとされました。

また、その後は、平成27年10月1日から平成30年9月30日までの間について、過去5

年間、未納になっていた国民年金保険料を納付することができることとされています。

したがって、あなたが支払った過年分の国民年金保険料が、自己の分又は生計を一にする親族が負担すべきこととなっているものであれば、その全額がその支払った年の社会保険料控除の対象とすることができます。

また、2年前納制度により納めた国民年金保険料の所得控除を受けるには次のいずれかの方法を選択する事が出来ますが、一度選択した方法を更正の請求で変更することはできません。

- ①一括方式・・・全額納めた年に控除を受ける
- ②分割方式・・・各年分の保険料に相当する額を当該年分に控除する

資 産 税

★ 居住用財産の譲渡特例の相手先

Q. 居住用財産を譲渡した場合に3,000万円の特別控除が受けられる制度があるそうですが、この特例は同族会社に譲渡した場合にも適用がありますか？

A. 特別な関係がある者への譲渡には適用がありません。

お尋ねの特例は、個人が居住用財産を譲渡した場合にその譲渡所得から3,000万円の範囲で特別控除額が差し引かれるというもので、所有期間の長短は問わず適用が受けられるというのですが、特別な関係がある者に対する譲渡には適用がないこととなっています。

特別な関係がある者とは、次のような個人法人をいいます。

- ①譲渡者の配偶者及び直系血族
- ②譲渡者と生計を一にしている親族
- ③居住用家屋の譲受け後その譲受けた家屋に譲渡者と同じ居る親族
- ④譲渡者の内縁の配偶者及びその者の親族で生計を一にしている者
- ⑤譲渡者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者及びその者の親族でその者と生計を一にしている者
- ⑥譲渡者、譲渡者の上記①、②、③に該当する親族、譲渡者の使用人及びその使用人の親族でその使用人と生計を一にしている者並びに上記④、⑤に該当する者(同族関係者)を判定の基礎となる株主等とした場合に同族関係者等が他の会社を支配している場合における他の会社

★ 固定資産税未経過相当額

Q. 昨年に不動産を譲渡しましたが、この際に固定資産税の未経過分を買主からもらいました。この固定資産税の未経過分の取扱いはどうなりますか？

A. 譲渡所得の収入金額になります。

固定資産税は、その年1月1日(賦課期日)における土地又は家屋の所有者を納税義務者として課される税金ですが、その年の賦課期日後に所有者の異動が生じたとしても、新たに所有者となった者が、その賦課期日を基準として課される固定資産税の納税義務を負担するというものではありません。

したがって、固定資産税の賦課期日とは異なる日に土地建物の売買契約を締結して、

買主が売主に対し、売主が納税義務を負担する固定資産税の税額のうち未経過固定資産税に相当する額を支払うこととしている場合には、土地建物の売買契約の締結に際し、売主が1年を単位として納税義務を負う固定資産税について、買主がこれを負担することなくその土地及び家屋を所有する期間があるという状況を調整するために個々のに行われているものと考えられます。

よって、支払を受けた未経過固定資産税に相当する額は、実質的にはその土地及び家屋の譲渡の対価の一部をなすものと解するのが相当と考えられます。

こうしたことから、その支払を受けた未経過固定資産税等に相当する額は、譲渡所得の収入金額に算入されることとなっています。

国税通則法

★ 無予告調査

Q. 無予告調査はどのような場合に来るのですか。断ることはできないのですか？

A. 合理的理由がないと断れません。

無予告調査は、国税通則法74条の10において、納税者の申告もしくは過去の調査結果の内容又は国税庁等が保有する情報から、違法または不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ、その他調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合(次のような場合)には、事前通知せずに税務調査ができる(合理的理由がある場合を除く)と規定しています。

- ①不答弁、偽答弁、検査及び物件提示の拒否、妨害、忌避、改ざんした書類を提示・提出するおそれ
- ②調査の実施を困難にすることを意図し逃亡するおそれ
- ③帳簿書類等の破棄、移動、隠匿、改ざん、変造、偽造するおそれ
- ④違法又は不当な行為の発見を困難にする状態を作出するおそれ
- ⑤従業員、取引先、第三者に対し、上記行為を行う又は調査協力を控えるよう要請するおそれ
- ⑥税務代理人以外の第三者が立会いを求めるなど調査遂行に支障を及ぼすおそれ
- ⑦電話等による連絡を拒否され又は応答がない場合
- ⑧事業実態が不明など、事前通知を行うことが困難な場合

★ 対象期間前の期間の調査

Q. 税務調査の対象になっている期間の前の期間について、調査の途中で、少し調べたいことがあるので帳簿を出してくれと言われましたが出さなければなりませんか？

A. 調査に関連して遡って間違いがあると疑われる場合は協力する必要があるでしょう。

税務当局が税務調査を行う場合には、納税者に原則として、次のことを事前に通知しなければなりません。

- ①質問検査等を行う実地の調査を開始する日時
- ②調査を行う場所
- ③調査の目的

- ④調査の対象となる税目
- ⑤調査の対象となる期間
- ⑥調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑦その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして一定の事項

そして、その調査により上記③から⑥までに掲げる事項以外の事項について非違が疑われることとなつた場合には、その事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではないとしています。

そして、具体例として、事前通知した調査対象期間を調査している過程で非違を把握し、その非違が認められる取引先との取引が調査対象期間よりも前の課税期間にも存在するなど、調査対象期間よりも前の課税期間にも同様の非違が疑われる場合などがこの場合に該当するととしています。